

令和6年度始良市障害者就労施設等からの物品等の調達推進方針

1 趣旨

この方針は、国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成24年法律第50号。以下「障害者優先調達推進法」という。）第9条第1項の規定に基づき、障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るため、必要な事項を定めるものとする。

2 用語の定義

本方針において使用する用語は、障害者優先調達推進法において使用する用語の例による。

3 適用範囲

この方針は、市の全ての部署を対象とする。

4 調達の対象となる障害者就労施設等

調達の対象となる障害者就労施設等は、次に掲げる障害者就労施設等であって、物品等の調達が可能なものとする。

- (1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）に基づく事業所等で次のいずれかに該当するもの
 - ア 就労移行支援事業所
 - イ 就労継続支援事業所（A型・B型）
 - ウ 生活介護事業所
 - エ 障害者支援施設（就労移行支援、就労継続支援又は生活介護を行うものに限る）
 - オ 地域活動支援センター
- (2) 障害者基本法（昭和45年法律第84号）に基づき、国、地方公共団体から助成を受けている小規模作業所
- (3) 国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律施行令（平成25年政令第22号）に基づく事業所
 - ア 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号。以下「障害者雇用促進法」という。）に基づく子会社の事業所（特例子会社）
 - イ 重度障害者多数雇用事業所で次の要件を全て満たすもの
 - (ア) 障害者の雇用者数が5人以上
 - (イ) 障害者の割合が従業員の20パーセント以上
 - (ウ) 雇用障害者に占める重度身体障害者、知的障害者及び精神障害者の割合が30パーセント以上
- (4) 障害者雇用促進法に基づく在宅就業障害者及び在宅就業支援団体

5 調達の対象とする物品等

障害者就労施設等が受注することが可能な全ての物品等とする。

6 調達の推進方法

- (1) 長寿・障害福祉課は、障害者就労施設等から調達可能な物品等についての情報収集を行い、各部署に提供する。
- (2) 各部署は、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）及び始良市契約規則（平成 22 年始良市規則第 45 号）等の規定により、予算の適正な執行に留意しつつ、随意契約による調達の推進に努める。

7 調達実績の集計及び公表

本方針に基づく物品等の調達実績は、当該年度終了後速やかに集計するとともに、市ホームページ等により公表する。

8 調達の目標

障害者就労施設等からの物品等の調達については、前年度の実績を上回ることを目標とする。

9 その他

- (1) 障害者就労施設等への発注においては、納期や納入条件等の設定について、当該施設等の受注能力等に十分配慮する。
- (2) 市民等からの物品等の調達の推進にも資するよう、障害者就労施設等が受注可能な物品等の情報を、市ホームページ等を活用し発信する。

附 則

本方針は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。